

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（父母、子3名）の日常生活障害慰謝料（増額分）について、申立人ら世帯全体に対し、避難により家族の別離を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月から平成23年5月まで月3万6000円が、申立人母に対し、乳幼児であった子の世話をしたことを考慮し、平成23年3月については月3万6000円が、平成23年4月から平成26年3月までについては月3万円が、申立人父に対し、消防士として放射線量が高い区域にとどまらざるをえなかったことを考慮し、平成23年3月から平成23年5月までの期間についての一時金として10万円が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

（1）申立人X2分

日常生活障害慰謝料（増額分） 111万6000円

（2）申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5分

日常生活障害慰謝料（増額分） 10万8000円

（3）申立人X1分

精神的損害 10万0000円

期間

（1）平成23年3月11日から平成26年3月31日まで

（2）及び（3）平成23年3月11日から同年5月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計132万4000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年10月26日

（仲介委員 近藤 健太）